

带状疱疹ワクチン(任意接種)の

予防接種費用の一部助成について

対象者

接種日に、いなべ市に住民登録がある50歳以上の方
※定期予防接種の対象者は、補助対象外となります。

助成内容

ワクチンの種類	助成回数	1回あたり助成限度額
生ワクチン (水痘ワクチン)	1回	ワクチン接種費用の半分 (上限4,000円)
不活化ワクチン (带状疱疹ワクチン)	2回	ワクチン接種費用の半分 (上限1回あたり10,000円)

※医療機関によって、ワクチンの接種費用が異なります。

申請方法

- ①ワクチンを接種した後、医療機関に接種費用を全額支払ってください。
- ②接種をしたことが分かる書類、領収書を受け取り、いなべ市健康推進課にて、助成の申請を行ってください。(不活化ワクチンの場合は、2回まとめて申請してください)

《持ち物》

- ・領収書 ・接種したことがわかる書類 ・振込口座の通帳(本人名義のもの)

注意事項

- ・費用助成は、どちらかのワクチンで、生涯に1度限りです。
- ・予防接種の日から1年以内に申請してください。
- ・任意の予防接種ですので、接種に際しては、かかりつけ医等によくご相談のうえ、効果や副反応等を確認し、接種するか判断してください。
- ・任意で接種をした場合、将来、定期接種の対象年齢となっても、定期接種の対象外となりますのでご注意ください。

定期予防接種について

令和7年度から带状疱疹ワクチン予防接種は国の法律(予防接種法)で定められた定期予防接種となりました。定期接種の対象者は、過去に接種を受けたことがなく、年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方です。対象者には当該年度に個人通知をします。(ただし令和7年度に限り100歳以上の方も対象となります。)

今後、定期予防接種の対象となる方は、今回の任意接種について医師と事前に相談の上、接種の有無を検討してください。